

補助対象経費（神戸町創業支援事業補助金交付要綱第4条関係）

以下の①～③の条件をすべて満たすものが対象

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 証拠資料等によって金額が確定できる経費
- ③ 交付決定日から創業日までにかかる経費

対 象 経 費（例示）
<p>1. 設備費</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none">・事務所、店舗の開設に伴う外装、内装工事費用（住居兼事務所、店舗については、事務所、店舗専有部分のみ） <p>※改装工事に関しては、工事着手前及び工事完了後の写真を添付</p> <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none">・消耗品・不動産の購入費・車両の購入費・汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できないもの（例：パソコン、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの）
<p>2. 事業用車両</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none">・道路運送法で「事業用自動車」とされる貨物自動車運送事業、旅客自動車運送事業等実施のための車両購入費で町長が認めるもの <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none">・汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できないもの（例：移動、営業活動等、他の目的に使用できるもの）・公租公課費、保険料等
<p>3. 調査委託費</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none">・事業実施のために依頼した専門家等に支払われる経費
<p>4. 広報費</p> <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none">・ホームページ作成、パンフレット・チラシ制作、広告宣伝費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none">・切手の購入を目的とする費用

5. 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

【対象となる経費】

- ・開業、法人設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請書類作成経費
※作成経費内に下記のものが含まれている場合は、除外すること

【対象とならない経費】

- ・商号の登記、会社設立登記に係る登録免許税
- ・定款認証料、収入印紙代
- ・その他官公署に対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）